

模様替申請書式

【 申請時に必要な書類 】

- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 写真(施工前)
- ④ カタログ
- ⑤ 図面(すべての部屋のもの)
- ⑥ 委任状(代理人が申請する場合)

上記①から⑥の書類を2部提出してください。(1部原本+1部写し)

但し⑥は本人が申請する場合は不要です。

市営住宅模様替 ・ 増築承認申請書

令和 年 月 日

(あて先)千葉市長

住 所 _____

団 地 名 _____

入居者氏名 _____

電 話 番 号 _____ () _____

電子メールアドレス _____ @ _____

次のとおり市営住宅の模様替・増築についての承認を受けたいので、千葉市営住宅条例30条の規定により別紙関係図面を添付し申請します。

なお、承認を受けたときは、下記条件を固く遵守することを誓約します。

用 途		構 造		最高の高さ	
屋根葺材		外 壁		最高の軒の高さ	
建築面積	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	敷 地 面 積	敷地面積の比
	m ²	m ²	m ²	m ²	/100
工 事 施 工 者	住所	工事着工予定日		年 月 日	
	氏名	工事完了予定日		年 月 日	
申請理由					

条件

- 1 建築関係諸法規により確認許可等を要するものは申請人において所定の手続をすること。
- 2 申請の用途以外に使用してはならない。
- 3 増築物件は、原則として本体から1メートル以上離して独立に建てること。
- 4 増築物件の電気設置に関しては市の指示に従うこと。
- 5 火災及び衛生管理については特に注意すること。
- 6 申請書添付図面の構造、面積を変更して建築してはならない。
- 7 前各号に違反した場合においては、工事の中止、原状回復若しくは撤去を命じ、又は模様替若しくは増築の承認を取り消すことがある。
- 8 将来増築部分を撤去し、又は改造しようとするときは、必ず事前にその旨を申し出て市の指示に従うこと。
- 9 住宅を返還する場合は、入居者の費用で直ちに原状回復又は撤去すること。
- 10 市営住宅の改良その他の工事により増築部分の撤去を余儀なくされた場合は、市の指示に従い直ちに撤去すること。
- 11 模様替又は増築に関して市に損害を与えた場合は、入居者は市長が定める損害額を賠償すること。

備考 公営住宅の場合にあつては、「千葉市長」とあるのは「千葉市住宅供給公社」と、「市の」とあるのは「市又は千葉市住宅供給公社の」とする。

委任状

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

代理人

住所 千葉市中央区〇〇町

会社名 株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

担当 〇〇〇〇

社印 代表者印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

千葉市営住宅（ 〇〇〇〇団地 番 〇棟 〇〇〇号）
の様替・増築承認申請に関する一切の行為

本人（名義人）

団地名 〇〇〇〇 団地 番 〇棟 〇〇号

氏名 〇〇〇〇

印

名義人印

委任状

(模様替承認申請用)

令和 年 月 日

代理人

住 所

会社名

代表者氏名

印

担 当

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

千葉県営住宅（ 団地 番 棟 号）

の模様替・増築承認申請に関する一切の行為

本人（名義人）

団地名

団地

番

棟

号

氏 名

印

委任状

(入居証明書申請用)

令和 年 月 日

代理人

住 所

会社名

代表者氏名

印

担 当

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

千葉県営住宅（ 団地 番 棟 号）

の入居証明書発行に関する一切の行為

本人（名義人）

団地名

団地

番

棟

号

氏 名

印